

製造過程自動車の型式認定制度（仮称）の創設について

平成25年6月
自動車局
審査・リコール課
技術政策課

1. 経緯

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在していません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」を策定することにより、製造過程自動車に対する型式認定制度を導入し、キャブ付きシャシについて当該制度を適用することとします。

2. 概要

(1) 「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」の策定

- ① 製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から当該製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）は、製作又は販売する製造過程自動車であって国土交通大臣が指定するもの^{*}の型式について、国土交通大臣の認定（以下「型式認定」という。）を申請することができることとする。

^{*}キャブ付きシャシ（荷台を架装した後の状態で、車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車（被牽引自動車を除く。）に限る。）とする。

- ② 型式認定の申請に係る手続き（申請書の記載事項、添付書類等）について規定する。
- ③ 国土交通大臣は、型式認定の申請があった場合、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性ととも、当該製造過程自動車の均一性について判定し、型式認定を行うこととする。
- ④ 国土交通大臣は、型式認定をしたときは、当該型式認定に係る型式認定番号等

を公表することとする。

- ⑤ 製作者等は、型式認定を受けた製造過程自動車を譲渡する場合において、保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性を確認したときは、譲受人に型式認定番号等を記載した書面を交付することとする。
- ⑥ 製作者等は、氏名、住所等に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の構造、装置及び性能を記載した書面等の内容に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の製造又は販売をやめたときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととする。また、国土交通大臣は、必要に応じてその旨を公表することとする。
- ⑦ 国土交通大臣は、型式認定を受けた製造過程自動車が保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）に適合しなくなったとき又は均一性を有するものでなくなったとき等は、当該型式認定を取り消すことができるとともに、取り消した場合にあっては、当該型式認定に係る型式認定番号等を公表することとする。

(2) その他関係告示の整理等

- ① (1)の策定にともない、保安基準における最大積載量の算定方法を見直すこととする。（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第81条、第159条、第237条関係
- ② その他所要の規定を整備する。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：平成25年9月初旬（予定）